

議会運営委員会会議録（要旨）

日 時	令和5年12月19日（火） 午前10時00分～午前11時48分
場 所	長久手市役所本庁舎 2階 委員会室
出席委員	委員長 山田けんたろう 副委員長 田崎あきひさ 委 員 大島令子 川合ともゆき ささせ順子 富田えいじ 野村 弘 山田かずひこ
会議事件のため出席した者の氏名	陳情者 ■■■■■
職務のため出席した者の職氏名	市 長 佐藤有美 総務部長 加藤英之 総務部次長 福岡隆也 行政課長 若杉雅弥 財政課課長補佐 浅井紳一郎 議 長 岡崎つよし 委員外議員 なかじま和代（副議長） わたなべさつ子 事務局長 横地賢一 議事課長 福岡弘恵 議事係長 村瀬紗綾香

1 あいさつ 議長

2 議題

(1) 陳情第6号政党機関紙の庁内勧誘行為の自粛を求める陳情

(委員長) 陳情者から趣旨説明の申出があったので発言を許可する。

(陳情者) 陳情項目として3点を挙げているが、まずは3点目について説明する。

市職員が庁舎内において、強要と感じられるような政党機関紙購読の勧誘を議員から受けることのないよう、実態についてアンケート調査の実施をお願いしたい。添付した資料に、全国9自治体で実施されたアンケート調査の結果を掲載したが、特に山口県山陽小野田市では、議員から政党機関紙購読の勧誘を受けた市職員のうち8割もの職員が、心理的圧力を感じているとの結果が出ている。また、令和5年9月25日の朝日新聞の記事に、千葉県長生村議会で実施したアンケート調査の結果が掲載されており、議員から受けたことのあるハラスメント行為の中で、「機関紙の勧誘、購読の強要」は上位から4番目に挙がっているが、「誰にも相談できなかった」との回答が多い。基本的に、ハラスメントをする側はその自覚がないことが多いと思う。市職員に寄り添って調査をしてほしい。

陳情項目の2点目については、庁舎内の政治的中立性の疑義を生じさせないために、個人的に政党機関紙を購読したい市職員は、自宅等のプライベートな場所を配達先や集金先とするよう、努力・改善してほしい。

陳情項目の1点目については、長久手市庁内管理規則では、庁舎内で物品販売や営業、勧誘行為を行うことは禁止事項であり、行うには許可申請が必要である。他自治体の対応事例を資料として添付したので、参考にして庁舎内に通知等を出してほしい。

(委員長) 趣旨説明について質疑はあるか。

<質疑なし>

ないようなので、趣旨説明を終了する。

■■■■氏から、政党機関紙の庁内勧誘行為の自粛を求める陳情が持参により提出された。委員会としてどのような処置とすべきかについて、意見はあるか。

(わたなべ委員外議員)

10月27日に田崎議員が行った一般質問で、執行部から「庁内管理規則の適切な運用に努めており、勤務時間中に無許可で、政党機関紙購読の勧誘・配達などは行われていない。勤務時間外のことには把握していない」旨の答弁があった。規則に基づき適切に管理されていると示されているため、この陳情内容については必要のないことだと思う。

(大島委員) 担当課に聞いたところ、勧誘・配達・集金の行為は規則第12条の「禁止行為」には当たらないということであった。また、現状、市職員からこのような問題についての相談は寄せられていないということである。

憲法でも思想の自由、表現の自由を保障している。各議員への配付に留めることとするのがよい。

(富田委員) 前回、同様の趣旨の陳情が提出されたときは、執行部へ陳情があった旨を伝えることとしたため、今回は、善処方を求めることとするのがよい。ハラスメント問題には勤務時間の内外は関係なく、本市も今回の陳情内容についてアンケート調査を行った方がよいと思う。

(大島委員) 現状は市職員からの訴えはないとのことであり、起きてもない問題を想定して決めるべきではない。

(富田委員) 訴えが来ていなくても、実際は問題が起こっている場合もある。自分の一般質問でもハラスメントについて取り上げたが、本市が職員向けに行っているアンケート調査には、今回の陳情内容についての項目は含まれていない。

考えをまとめたいため、少し休憩をいただきたい。

(委員長) 暫時休憩とする。

<休憩：午前10時21分>

<再開：午前10時25分>

(委員長) 休憩前に引き続き、会議を再開する。

(大島委員) 起きてもない問題を想定して決めるべきではない。特定の政党に対して圧力をかけることは民主主義に反する。前回、同様の趣旨の陳情が提出されたときは、執行部へ陳情があった旨を伝えることとしたため、今回も同じ対応がよい。

(副委員長) 今回の陳情は、特定の政党を指した表現ではないところが、前回の陳情とは違う。また、先ほどわたなべ委員外議員から、私が行った一般質問における執行部からの答弁内容について発言があったが、客観的事実を述べた答弁であって、ハラスメントの問題の有無については不透明である。

(大島委員) 起きてもない問題を今後起こるかのよう想定し、執行部側が取るべき対応だとして、議会側が取り扱うことが妥当だろうか。執行部へ陳情があった旨を伝えれば、執行部側で必要な対応があるかどうか検討するだろうから、それでよいと考える。

(富田委員) 執行部へ善処方を求めることとするのがよい。政党機関紙の購読の勧誘や配達をすることがハラスメントに当たること自体に、気付いていない職員もいると思う。

(副委員長) 前は執行部へ陳情があった旨を伝えることとしたのを、今回は善処方を求めることとした方がよいと判断する理由を、もう少し詳しく聞きたい。

(富田委員) 本市が職員向けに行っているアンケート調査には、政党機関紙の購読の勧誘に関する項目はなく、これがハラスメントに当たると認識していない職員もいると思う。現状訴えはないかもしれないが、調査を実施することで、ハラスメントに当たるという認識ができ、問題が浮上するかもしれないからである。

(委員長) 他の委員の意見を順番に伺う。

(山田(か)委員)

将来ハラスメント問題が生じる懸念があるため、執行部に善処方を求めることとするのがよい。

(ささせ委員) どちらの意見も分かるが、執行部に陳情があった旨を伝えることとするのがよいと思う。

(野村委員) 前回に続いて今回も、同趣旨の陳情が提出されたということを執行部に伝えれば、今後も注意して適切な対応をしてほしいという意図が伝わると思う。

(川合委員) 現状、本市では陳情内容のような問題がないということなので、執行部に陳情があった旨を伝えることでよいと思う。

(副委員長) 「善処方」が意味する適切な対応について、議会から求めるのかどうかというところに委員間の温度差を感じるが、私は執行部に陳情があった旨を伝えることでよいと思う。

(委員長) 私も、執行部に陳情があった旨を伝えることでよいと考える。

「善処方を求める」が2人、「陳情があった旨を伝える」が6人であるため、執行部へ陳情があった旨を伝えることとする。

この際、暫時休憩とする。

<休憩：午前10時48分>

<再開：午前10時55分>

(委員長) 休憩前に引き続き、会議を再開する。

(市長) あいさつ

(2) 令和5年第4回長久手市議会定例会について

ア 市長提出議案について

<説明：総務部長、財政課課長補佐>

・追加議案第63号（議案の概要のとおり）

(委員長) 説明のとおりの内容でよいか。

<異議なし>

<市長、総務部長、総務部次長、行政課長、財政課課長補佐退席>

(委員長) 補正予算なので予算決算委員会に付託することになるが、速やかな審査のため分科会には送付しないことでよいか。

<異議なし>

イ 議員提出議案について

・発委第4号長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

(委員長) 条例改正について、この内容で議案として提出してよいか。

<異議なし>

(委員長) 委員会付託省略としてよいか。

<異議なし>

ウ 議事日程（第6号）について

<事務局説明>

・日程第1 諸般の報告

議案の提出について

・日程第2 議案第63号

（議案の上程、提案者の説明、議案に対する質疑、委員会付託）

・日程第3 議案第52号から議案第63号まで

（委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論採決）

・日程第4 発委第4号（議案の上程、説明、質疑、討論採決）

(委員長) 説明のとおりの内容でよいか。

<異議なし>

(3) 令和6年度の年間会期日程案について

(委員長) 会期ごとに、①案と②案のどちらにするか決めていく。まず、5月の臨時会の日程案について説明願う。

(事務局) 両案とも、臨時会は5月7日とし、翌日を予備日としている。臨時会の前に行う議会運営委員会について、①案では連休前の4月26日、②案は連休中の5月1日としている。

(大島委員) ①案がよい。

(委員長) 5月の臨時会の日程は①案としてよいか。

<異議なし>

次に、6月定例会の日程案について説明願う。

(事務局) 委員からの「各定例会の会期が1か月に収まるように」との要望を反映した形で作成したのが②案である。6月定例会は上程される議案数が少ない傾向にあるため、①案は、従来どおり総務くらし建設委員会と教育福祉委員会を2日ずつとしているが、②案では、2委員会の日数を1日ずつに短縮した。予備日は、両案とも1日設けている。

(副委員長) 意見が反映されている②案がよい。

(委員長) 6月定例会の日程は②案としてよいか。

<異議なし>

次に、9月定例会の日程案について説明願う。

(事務局) 9月定例会は決算認定の議案審査があるため、2委員会の日数については両案とも2日ずつとしているが、予備日を①案は2日、②案では1日とした。この違いから、閉会日が①案は9月30日、②案は9月27日となっている。

(委員長) 決算認定の議案審査もあるし、②案は一般質問の1日目と2日目の間に3連休が入ってしまうため、9月定例会の日程は①案としてよいか。

<異議なし>

次に、12月定例会の日程案について説明願う。

(事務局) 6月定例会と同様、①案は総務くらし建設委員会と教育福祉委員会を2日ずつとした従来どおりの案で、②案は2委員会の日数を1日ずつに短縮した案である。両案とも開会日は11月28日である。

(副委員長) 委員から「12月定例会なら12月中に収まるように」という意見があったと思うが、開会日を12月まで繰り下げることにはできないのか。

(事務局) この時期には、人事院勧告に基づき、給与や期末勤勉手当の条例改正がある可能性がある。特に、12月1日を基準日とする期末勤勉手当の減額改正がある場合は、11月中に議決する必要が出てくるため、開会日を11月28日とした。

(副委員長) 2委員会は1日ずつとする②案がよいと思うが、一般質問は3日間連続して

いる①案の方がよい。

(事務局) ②案のとおり2委員会は1日ずつとし、その後予備日2日と休会日1日を挟み、一般質問以降の日程は①案とするということでしょうか。

(委員長) 事務局の提案のとおりとしてよいか。

<異議なし>

次に、3月定例会の日程案について説明願う。

(事務局) 年度末は執行部が次年度の契約事務を行う必要があるため、両案とも閉会日を3月18日としている。当初予算の議案審査がある定例会なので、9月定例会と同様、2委員会の日数については両案とも2日ずつであり、予備日を①案は2日、②案は1日としている。

(委員長) ①案は、委員会の1日目と2日目の間に3連休が入る。②案がよいと思うがどうか。

<異議なし>

(事務局) 決定した日程案を整え、今月中にdesknet'sNEOで共有する。

3 その他

- ・議会基本条例の研修及び検証について

(委員長) 12月15日に行った研修について、議長から進捗の報告を願う。

(議長) 12月15日に勉強会を行った。期の長い議員が講師役を務め、参加した議員間でしっかりと共有ができたと思う。次は検証に移っていきたいが、検証に関わるメンバーについて再確認してほしい。

(委員長) 会派ごとに「香流」から冨田議員、「みらい」から伊藤議員、「ながくて」から川合議員、「無党派の会」からおくだ議員、「翼」から水野議員、「公明党」から木村議員、会派無所属のわたなべ議員ということで確定してよいか。

<異議なし>

いなべ市議会から話を聞く機会についても並行して調整するとのことだったが、どうなっているか。

(議長) いなべ市議会とはまだ調整ができていない。

検証メンバーの座長はなかじま副議長としてよいか。

(副委員長) 副議長になる人を充て職とするのか、副議長が交代となっても、現副議長であるなかじま議員がそのまま座長を務めるのか。私は、なかじま議員に続投していただくのがよいと思っている。

(なかじま委員外議員(副議長))

私は、自分の副議長としての任期中は座長を務めたいと思っている。令和6年3月定例会の会期中に、ある一定の方向性を定めて議会運営委員会に答申を返したいと考えており、その中で引き続き、もう少し詳しく検証が必要なことがあれば、あらためて検証のメンバーから決めていただければと思う。

(議長) いなべ市議会など、他市議会の検証シートを参考にして、本市議会ではどの

ようなシートを使って検証するのか、私と副議長で提案していきたいと思う。

今後、検証会議の日程等については、desknet'sNEOで調整や情報共有をしていく。

(委員長) 議会基本条例検証会議という組織で、なかじま副議長を座長として検証を進めるということによいか。

<異議なし>

次回は令和6年2月6日(火)午前10時

以上で議会運営委員会を終了する。